

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

平成30年01月24日

計画の名称	安全で安心な春日井の都市公園づくり(防災・安全)												
計画の期間	平成30年度 ~ 平成34年度 (5年間)								重点配分対象の該当	○			
交付対象	春日井市												
計画の目標	<p>朝宮公園は、昭和53年に愛知県により供用開始され、スポーツを楽しむ場、健康づくりの場、憩いの場、子ども達の遊び場として今も市民に広く親しまれている。</p> <p>しかし、供用開始から30年以上が経過し、同公園の有効活用について県と市で協議を重ね、平成29年4月に愛知県から市に移管を受けた。</p> <p>近年、東海・東南海地震が懸念される中、広域避難場所に指定されている朝宮公園において、多目的総合運動広場と観覧スタンドを新たに建設することで、避難者の受け入れや炊き出しが可能となるなど災害時に対応できる防災機能を備えた公園整備を行う。</p> <p>また、スポーツ施設を含め、公園全体の魅力を高め、子どもから高齢者まで幅広い市民の健康の維持・増進に寄与する公園の再整備を行う。(平成29年度に「朝宮公園整備基本計画」を策定)</p>												
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	4,410	A	4,410	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		H30当初		H34最終
1	<p>広域避難所である朝宮公園の収容可能人数を52,200人(現状値)から58,800人(5年後)に増加させる。</p> <p>広域避難所である朝宮公園の収容可能人数</p>	52200人	人	58800人
2	<p>災害に対して不安なく暮らせると思う人の割合(%)を35.8(%)から40.0(%)に増加させる。</p> <p>災害に対して不安なく暮らせると思う人の割合</p> <p>市民意識調査で「災害に対して不安なく暮らせると思う」と答えた人の数/アンケート回答総数×100</p>	36%	%	40%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H30	H31	H32	H33	H34				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
都市公園・緑地等事業	A12-001	公園	一般	春日井市	直接	春日井市	-	-	都市公園事業(朝宮公園)	プール等解体、多目的運動広場等の設計・建築工事	春日井市						4,410	4.46	-	
												小計						4,410		
												合計						4,410		

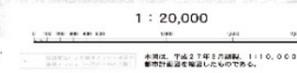
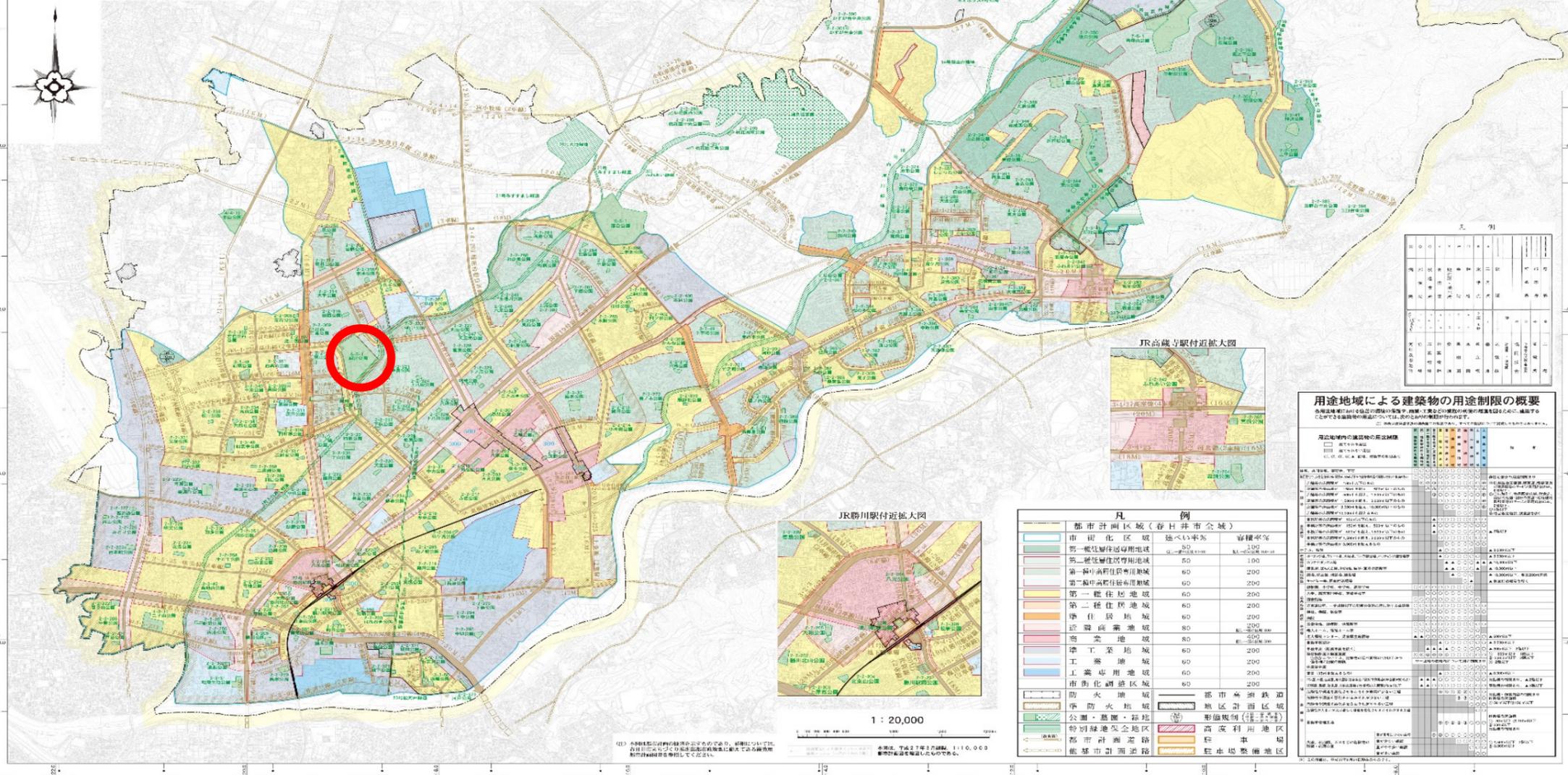
交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H30	H31	H32	H33	H34
配分額 (a)	90.000				
計画別流用 増△減額 (b)	0.000				
交付額 (c=a+b)	90.000				
前年度からの繰越額 (d)	0.000				
支払済額 (e)	90.000				
翌年度繰越額 (f)	0.000				
うち未契約繰越額 (g)	0.000				
不用額 (h = c+d-e-f)	0.000				
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.000				
未契約繰越+不用率が10%を超えて いる場合その理由					

尾張都市計画区域 春日井市都市計画図

用途地域	告示番号	告示年月日
(市街化区域及び市街化調整区域)	愛知県告示第749号	平成22年12月24日
(用途地域)	春日井市告示第163号	平成29年11月22日
(高度利用地域)	春日井市告示第174号	平成22年12月24日
(防火・消防地域)	春日井市告示第130号	平成29年8月25日
(都市緑地保全地区)	春日井市告示第176号	平成22年12月24日
(道路)	愛知県告示第381号	平成26年12月9日
	春日井市告示第193号	平成26年12月9日
(都市計画道路)	愛知県告示第773号	平成22年12月24日
(駐車場)	春日井市告示第180号	平成22年12月24日
(公園)	愛知県告示第778号	平成22年12月24日
	春日井市告示第164号	平成29年11月22日
(緑地)	愛知県告示第784号	平成22年12月24日
	春日井市告示第184号	平成26年12月9日
(公園)	愛知県告示第700号	平成22年12月24日



凡例

都市計画区域(春日井市全域)	幅員率%	容積率%
市街化区域	50	100
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
第一種中高層住居専用地域	60	200
第二種中高層住居専用地域	60	200
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
準住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200
市街化調整区域	60	200

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	用途制限
市街化区域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
第一種住居地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
第二種住居地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
第一種中高層住居専用地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
第二種中高層住居専用地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
第一種住居地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
第二種住居地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
準住居地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
近隣商業地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
商業地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
準工業地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
工業地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
工業専用地域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。
市街化調整区域	建築物の用途制限は、用途地域の用途制限表に基づき、用途地域の用途制限表に示す用途に制限される。

平成二十九年十一月作成

春日井市